

独立行政法人国立公文書館の役員の報酬等の支給基準

1. 役員の報酬

法 人 名	新	旧	減 額 (%)
国立公文書館	(月額)	(月額)	
館 長 (常勤)	1,069,000円	1,082,000円	13,000円 (1.2)
理 事 (非常勤)	482,000円	488,000円	6,000円 (1.2)
監 事 (非常勤)	518,000円	524,000円	6,000円 (1.1)
監 事 (非常勤)	483,000円	489,000円	6,000円 (1.2)

2. 役員期末特別手当(常勤)

3.50月 3.30月 (0.20月)

3. 役員退職手当(常勤)

法 人 名	新	旧
国立公文書館	$\text{俸給月額} \times \frac{12.5}{100} \times \text{独立行政法人}$ $\text{評価委員会が決定する業績勘案率 (0.}$ $0 \sim 2.0) \times \text{在職月数}$ $\text{(平成16年1月1日以前の在職期間に}$ 係る退職手当の額は従前の例による)	$\text{俸給月額} \times \frac{28}{100} \times \text{在職月数}$ (職務実績に応じ、増減できる) $\text{(平成14年4月1日以前の在職期間に係}$ る退職手当の額は従前の例による)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の報酬等の支給基準

1. 役員の報酬

法 人 名	新	旧	減 額 (%)
駐留軍等労働者労務管理機構	(月額)	(月額)	
理事長(常勤)	1,069,000円	1,082,000円	13,000円(1.2)
理事(常勤)	783,000円	793,000円	10,000円(1.3)
理事(常勤)	699,100円	707,500円	8,400円(1.2)
監事(常勤)	699,100円	707,500円	8,400円(1.2)
監事(非常勤)	242,400円	245,000円	2,600円(1.1)

2. 役員期末特別手当(常勤)

3.50月 3.30月(0.20月)

3. 役員退職手当(常勤)

法 人 名	新	旧
駐留軍等労働者労務管理機構	<p>俸給月額 × <u>12.5 / 100</u> × <u>独立行政法人</u> <u>評価委員会</u>が決定する業績勘案率(0. 0~2.0) × 在職月数 (平成16年1月1日以前の在職期間に 係る退職手当の額は従前の例による)</p>	<p>俸給月額 × <u>12.5 / 100</u> × 在職月数 (業績を考慮して、増減できる)</p>

独立行政法人国民生活センターの役員の報酬等の支給基準

1. 役員の報酬

法 人 名	新	旧	減 額 (%)
国民生活センター	(月額)	(月額)	
理事長(常勤)	1,020,000円	1,033,000円	13,000円(1.3)
理事(常勤)	843,000円	854,000円	11,000円(1.3)
監事(非常勤)	123,000円	125,000円	2,000円(1.6)
監事(非常勤 理事長の 指名する者に限る)	499,000円	506,000円	7,000円(1.4)

2. 役員期末特別手当(常勤)

3.50月 3.30月(0.20月)

3. 役員退職手当(常勤)

法 人 名	新	旧
国民生活センター	<p>俸給月額 × <u>12.5 / 100</u> × <u>独立行政法人 評価委員会が決定する業績勘案率(0. 0~2.0)</u> × 在職月数 (平成16年1月1日以前の在職期間に 係る退職手当の額は従前の例による)</p>	<p>俸給月額 × <u>28 / 100</u> × 在職月数 (<u>評価委員会の評価により、勤務実績に 応じ、増減できる</u>)</p>

独立行政法人北方領土問題対策協会の役員の報酬等の支給基準

1. 役員の報酬

法 人 名	新	旧	減 額 (%)
北方領土問題対策協会	(月額)	(月額)	
理事長(常勤)	1,021,000円	1,033,000円	12,000円(1.2)
理事(常勤)	848,000円	858,000円	10,000円(1.2)
	(日額)	(日額)	
理事・監事(非常勤)	38,400円	38,400円	0円(0.0)

2. 役員期末特別手当(常勤)

3.50月 3.30月(0.20月)

3. 役員退職手当(常勤)

法 人 名	新	旧
北方領土問題対策協会	俸給月額 × <u>12.5</u> / 100 × <u>独立行政法人 評価委員会が決定する業績勘案率(0. 0~2.0)</u> × 在職月数 (平成16年1月1日以前の在職期間に 係る退職手当の額は従前の例による)	俸給月額 × <u>28</u> / 100 × 在職月数 (職務実績に応じ、増減できる)